

諸外国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2024年1月現在)

	日本	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	タイ	インドネシア
インボイス制度の有無	○ (割戻計算も可)	○	○	○	○	○	○	○
免税事業者からの仕入の控除可否	× インボイスを発行できない	× インボイスを発行できない	× 税額を記載して発行できない	× 税額を記載して発行できない	× インボイスを発行できない	× インボイスを発行できない	× インボイスを発行できない	× インボイスを発行できない
(参考1) 免税点制度の有無	○ 2年前の売上高が1,000万円以下	○ 当年各月の直近1年間の課税売上高及び今後30日間の課税売上高見込額がいずれも85,000ポンド(1,581万円)以下 ※ 直近1年間の課税売上高が上記金額を超過しても、その時点から1年間の課税売上高見込額が83,000ポンド(1,544万円)以下であることが歳入関税庁に認められれば、免税事業者のままであることが可能。	○ (注1) 前年売上高が91,900ユーロ(1,489万円)以下 かつ 当年売上高が101,000ユーロ(1,636万円)以下	○ 前年売上高が22,000ユーロ(356万円)以下 かつ 当年売上高の年初見込が50,000ユーロ(810万円)以下	○ 年間売上高75,000豪ドル(731万円)未満 (非営利団体については、150,000豪ドル(1,463万円)未満、タクシー事業者は適用なし)	○ 簡易課税者(注2)のうち、直前年度の財・サービスの対価(付加価値税含む)の合計が4,800万ウォン(552万円)未満	○ 年間課税売上高180万バーツ(761万円)以下	○ 年間売上高48億ルピア(4,622万円)以下
(参考2) 税率構造	2段階 10% (標準) 8% (食料品等)	3段階 20% (標準) 5% (家庭用燃料等) 0% (食料品等)	4段階 20% (標準) 10% (外食サービス等) 5.5% (食料品等) 2.1% (医薬品等)	3段階 19% (標準) 7% (食料品等) 0% (個人宅向け太陽光パネル等)	2段階 10% (標準) 0% (食料品等)	1段階 10% (標準)	1段階 7% (標準) (注3)	1段階 11% (標準)

(注1) フランスの免税点制度は、商業、サービス業(外食・宿泊等を除く)、専門職など、業種に応じて基準額が複数存在。上記表中は商業に適用される基準を記載。

(注2) 韓国については、直前年度の財・サービスの対価の合計が8,000万ウォン(919万円)未満の個人事業主は申告のうえ簡易課税者になることができ、低税率が適用される。なお、事業の種類や地域によっては財・サービスの対価に関係なく簡易課税者になることができない。

(注3) タイの標準税率は、付加価値税法上10%であるが、勅令により、時限的に7%に引き下げられている(2024年9月まで)。

(注4) 上記の各国については、仕入税額控除に関する取引の内容を帳簿に記載し、その帳簿を保存することが義務付けられている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=150円、1ポンド=186円、1ユーロ=162円、1豪ドル=97.5円、1ウォン=約0.11円、1バーツ=4.23円、1ルピア=約0.01円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和6年(2024年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。